

騒音規制法及び県条例に係る特定施設

(高知県公害防止条例施行規則 別表第1)

(騒音規制法施行令 別表第1)

施設の種類		規模			
		騒音規制法		高知県公害防止条例	
1	金属加工機械	イ	圧延機械	原動機の定格出力の合計が2.5キロワット以上のもの	すべて対象
		ロ	製管機械	すべて対象	
		ハ	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの	ロール式のものであって、原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの
		ニ	液圧プレス	矯正プレスを除く	
		ホ	機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの	
		ヘ	せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの
		ト	鍛造機	すべて対象	
		チ	ワイヤーフォーミングマシン	すべて対象	
		リ	ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く	
		ヌ	タンブラー	すべて対象	
		ル	切断機	といしを用いるもの	
		ヲ	旋盤		原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの
2	空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの		
4	織機		原動機を用いるもの		

施設の種類			規模		
			騒音規制法	高知県公害防止条例	
5	建設用資材製造機械	イ	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のもの	
		ロ	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200キログラム以上のもの	
6	穀物用製粉機			ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの	
7	木材加工機械	イ	ドラムバーカー	すべて対象	
		ロ	チップパー	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの	
		ハ	碎木機	すべて対象	
		ニ	帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの	製材用のものにあつては原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が0.75キロワット以上のもの
		ホ	丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの	製材用のものにあつては原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が0.75キロワット以上のもの
		ヘ	かなな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの	
8	抄紙機			すべて対象	
9	印刷機械			原動機を用いるもの	
10	合成樹脂用射出成形機			すべて対象	
11	鋳造型機			ジョルト式のもの	